

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

第一 大韓民国を仕向地とする貨物に関し、仮に陸揚げした貨物等の輸出については許可を要しないこととする。

(本則関係)

第二 この政令は、公布の日から起算して二十一日を経過した日から施行すること。

(附則第一項関係)

第三 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(附則第二項関係)